小学文学



令和4年 12月 藤枝警察署*広幡交番 Tel. 641-0110(本署) Tel. 643-0454(交番)

飲酒運転の根絶を!



飲酒事故を起こした加害者は、一様に、事故を起こしてから

ハッと我に返り

その結果の重大性に気づいて後悔する

厳しい罰則 刑事罰 + 運転免許行政処分

酒酔い

5年以下の懲役又は100万円 以下の罰金

取消処分(欠格期間3年)

酒気帯び

3年以下の懲役又は50万円 以下の罰金 取消処分(欠格期間2年)又 は停止処分



4

D ★ドライバーの皆さんへ

「飲んだら乗るな!乗るなら飲むな!」の徹底を! 飲酒会場へ車両で行かない。又はハンドルキーパー・代行運転の利用を! ★一緒に飲酒する皆さんへ

仲間内から飲酒運転の犯罪者を出さないよう、互いに注意しましょう! 飲酒運転車再に同乗したり、飲酒した人に車両を貸すのも犯罪です! ★酒類を提供する飲食店へ

お酒を提供する際には、<u>車両使用の有無を確認</u>してください! 車両を運転する人にお酒を提供する行為は犯罪です!

年末は、忘年会など飲酒する機会が増加します。 県民全体で<mark>飲酒運転根絶の機運を高</mark>めましょう。